

名古屋市教育委員会定例会

平成 25 年 6 月 6 日
午後 2 時
教育委員会室

議 案

- 第 51 号議案 名古屋市立小学校の通学区域の変更について
- 第 52 号議案 平成 25 年度補正予算について
- 第 53 号議案 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
- 第 54 号議案 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正について
- 第 55 号議案 名古屋市プール条例の一部改正について
- 第 56 号議案 名古屋市名城庭球場条例の一部改正について
- 第 57 号議案 財産の取得について
- 第 58 号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について
- 第 59 号議案 名古屋市生涯学習推進センター協議会委員の委嘱について
- 第 60 号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
- 第 61 号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について
- 第 62 号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について
- 第 63 号議案 名古屋市女性会館運営審議会委員の委嘱について

出席者

古 川 隆 委員長
野 田 敦 敬 委員
服 部 はつ代 委員
梶 田 知 委員
福 谷 朋 子 委員
下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員25名

(古川委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。第 52 号議案から第 63 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思っております。会議録につきましても、第 58 号から第 63 号議案は非公開とし第 52 号から第 57 号議案は議会に上程されるまでの間に限り、非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

本日の審議に先立ちまして、1名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴人の入室】

(古川委員長)

傍聴される方々をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくこととなります。1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点であります。また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、第51号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」を議題いたしますので、事務局の説明をお願いします。

(坪井施設計画室長)

第51号議案について説明させていただきます。

本議案は、瑞穂区井戸田小学校の通学区域の一部を瑞穂小学校の通学区域に変更するものでございます。別紙参考図をご覧ください。オレンジ色で囲んだ部分を井戸田小学校の通学区域から瑞穂小学校の通学区域に変更するものでございます。今回、変更を予定する瑞穂区白龍町1丁目62番は、井戸田小学校の通学区域でございますが、該当地の住民は、従来から町内会をはじめとした地域活動を瑞穂学区にて行っており、このたび地域での調整が行われ、区域変更の要望書が出されたものでございます。なお、該当地には、現在児童生徒はおりません。施行日といたしましては、平成26年4月1日を予定しております。以上、第51号議案につきまして、ご説明させていただきます。ご審議を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問はございませんか。

(福谷委員)

1軒のみですか。また、就学されているお子さんはいらっしゃいますか。

(坪井施設計画室長)

1軒のみです。経緯をお話いたしますと、将来、お子さんのご家族との同居を予定しており、小学校の通学先について確認がありました。学区活動と通学区域にずれがあったため、地域で要望がまとめられました。

(野田委員)

この1軒だけが、田光町で地域活動をしてみえるということですか。

(坪井施設計画室長)

そのとおりです。

(服部委員)

この1軒だけが、地域の活動の区域が違ってということですが、何か特別な経緯はございますか。

(坪井施設計画室長)

過去の経緯は調べてみましたが、なぜそうだったかは分かりませんでした。今はなるべくブロック単位や道路で通学区域を指定します。井戸田小から昭和20年代前半に分離しており、過去は町や字で線引きされていたようです。分離前から田光町の方で地域活動をしていたのではと推測します。

(古川委員長)

過去にも他の地区でこういうことがあったと思いますが、個人的には、昔からの周りの地域の方との歴史的な付き合いなどがあると思うので、住民の方のご意見や周りの地区の方のご意見を聞き、柔軟に対応することは、素晴らしいと思います。役所だから、一度線を引いたら変更しないというのではなく、こういった柔軟な姿勢を望みます。私の意見として申しあげます。

他にご意見もないようですので、第51号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第52号議案から第63号議案までは非公開となります。傍聴人の方は退室してください。

第 52 号議案から第 63 号議案まで非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会
会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 2 時 39 分閉会

名古屋市教育委員会定例会

平成 25 年 6 月 6 日

午後 2 時

教育委員会室

議 案

- 第 51 号議案 名古屋市立小学校の通学区域の変更について
- 第 52 号議案 平成 25 年度補正予算について
- 第 53 号議案 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
- 第 54 号議案 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正について
- 第 55 号議案 名古屋市プール条例の一部改正について
- 第 56 号議案 名古屋市名城庭球場条例の一部改正について
- 第 57 号議案 財産の取得について
- 第 58 号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について
- 第 59 号議案 名古屋市生涯学習推進センター協議会委員の委嘱について
- 第 60 号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
- 第 61 号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について
- 第 62 号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について
- 第 63 号議案 名古屋市女性会館運営審議会委員の委嘱について

出席者

古 川 隆 委員長
野 田 敦 敬 委員
服 部 はつ代 委員
梶 田 知 委員
福 谷 朋 子 委員
下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員25名

(古川委員長)

続きまして、第 52 号議案「平成 25 年度補正予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野企画経理課長)

第 52 号議案「平成 25 年度補正予算について」説明させていただきます。
予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織

及び運営に関する法律」第 29 条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、議案を提出するものでございます。

2 枚目の資料をご覧ください。「理科教育設備の購入」でございます。右側の概要欄をご覧ください。学校教育における課題の一つとなっております、児童・生徒の科学的な思考力・判断力・表現力等の育成・強化のためには、理科教育における実験・観察活動の質の向上を図ることが求められております。そこで、今回の補正予算では、国の緊急経済対策に伴い増額された国庫補助金を活用し、1 校あたり小・中学校で 50 万円、高等学校で 100 万円、総額で 2 億 50 万円の予算額を計上し、児童・生徒が自ら実験・観察活動を行うために必要な理科教育設備の充実を図りたいと考えております。主な対象設備といたしましては、児童・生徒が直接触れ、体験できることを目的としたものを中心に考えており、「顕微鏡」や音の性質及び直流と交流の違いを学習する「オシロスコープ」などの購入を予定いたしております。児童・生徒が主体的に実験・観察に取り組むことができるように、理科教育設備を充実することで、子どもたちが理科の楽しさを味わい、理解を深める環境を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(野田委員)

大変いいことだと思います。6 月市会にかけると、いつから予算が使えるようになりますか。秋に小学校理科の全国大会が名古屋であります。できるだけ早く活用し有効に利用してほしいです。

(永井学事課長)

議決をいただきましたら、すぐに学校へ通知いたします。ここに至るまでに、理科の先生を中心に対象となる理科設備のリストアップを行います。その中から学校は実状に応じて購入を計画し、数がたくさんになるものは一括購入等を行い、できるだけ効果的に予算を執行してまいる予定です。年末までには納品ができるように進めていきますが、できるだけ早く納品できるように努めてまいります。

(野田委員)

できるだけ早く対応をお願いします。

(古川委員長)

例として、顕微鏡等があがりましたが、各学校の要望で購入するものが決まるようですが、何品目を想定していますか。

(永井学事課長)

国の補助金の対象となるものは、小学校は 1 万円以上、中学校は 2 万円以上、高等

学校は4万円以上です。多岐にわたります。学校によって、理科室に今整備されているものが異なるため学校の実状に応じて計画を立てていただいて購入していきたいと思います。

(古川委員長)

見積もり等はしっかり取り、値切って、たくさん買えるようにしてください。

(野田委員)

体験できるものを目指すということは素晴らしいと思います。例えば、顕微鏡がありますが、ビデオで見たり、教科書をノートに写すという授業もあると思いますが、そうではなく、実際に見るということが素晴らしいと思います。先ほどの説明で質の向上の話がありましたが、物だけあっても宝の持ち腐れになってしまいます。質の向上には、先生の研修の充実も必要で、理科を苦手とする先生もいると思いますし、小学校に勤めてみえて中学校の理科免許をもっている先生も少ないと思いますので、買ったものを有効に使えるように、ソフト面、研修も併せて考えていただきたいです。

(古川委員長)

他にご意見もないようですので、第52号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第53号議案「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(総務課長)

第53号議案「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」をご説明いたします。これは、志段味東小学校について、上志段味特定土地区画整理事業の中で用地を取得し、校地を整形化することに伴い、校舎を改築移転するため、小学校の位置の表示を変更するものでございます。よろしくご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

建物の移動ではなく、住所の変更のみという理解でよろしいですか。

(小山総務課長)

正門の位置が変わりますので、それに伴う住所表示の変更です。

(古川委員長)

特にご意見もないようですので、第 53 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 54 号議案「名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正について」、第 55 号議案「名古屋市プール条例の一部改正について」、第 56 号議案「名古屋市名城庭球場条例の一部改正について」の 3 件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山総務課長)

第 54 号議案「名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正について」から第 56 号議案「名古屋市名城庭球場条例の一部改正について」までについては、内容が関連しますので、一括してご説明いたします。

1 点目は、利用料金制度の導入でございます。黒川スポーツトレーニングセンターのほか、鳴海プールはじめプール 5 館、名城庭球場の計 7 施設において、指定管理者の切替時期にあわせて利用料金制度を導入するものでございます。なお、今回の改正は、平成 26 年 4 月 1 日に指定管理者が切り替わる施設を対象とするものでございます。

2 点目は、黒川スポーツトレーニングセンター及び名城庭球場において、指定管理者の公募化及び選定基準の見直しを行うものです。これらの施設は近接地にあることから、現在、一元的に管理を行っております。このうち、名城庭球場は国から無償貸与された土地上に設置しておりますが、この度、国から指定管理者を公募したとしても貸付条件に反しないとの見解が示されたことから、施設の専門性に即した管理運営を行い、かつ公募に参入しやすくするため、一元的管理を解消し、別々に公募を行うものです。なお、1 点目にご説明いたしました利用料金制度の導入につきましても、同様に国の了解を得ているものでございます。よろしくご審議をお願いします。

また、参考資料といたしましてスポーツ施設への利用料金制度の導入の状況についても、併せて説明をさせていただきます。

(大坪主幹)

参考資料のスポーツ施設における指定管理者制度について、説明いたします。教育委員会が所管するスポーツ施設について、指定管理者の公募・非公募、利用料金制の導入の観点から経年で表したものでございます。太枠の部分については、今回の条例改正にかかる部分です。平成 17 年度に冷水プールに指定管理者制度を導入して以降、指定管理者の選定につきましては、原則公募で行うよう取り組んでおりまして、この

度の条例改正が可決されると、PFIによる選定がされた守山スポーツセンター、行政評価で廃止の方針が出されている武豊野外活動センター以外のスポーツ施設に関しては、公募ということになります。また、利用料金制度につきましては、PFIによる選定がされた守山スポーツセンター、行政評価で廃止の方針が出されている武豊野外活動センター、夏季のみの営業で天候に左右されるため、利用料金制度に馴染まないと考える冷水プール以外については、利用料金制度が導入されます。なお、指定管理の期間は原則4年間でございます。冷水プールにつきましては施設のあり方を見直す観点から2年間としておりましたところを、次回のほかの選定期間にあわせ募集方法などを検討することから3年間としております。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

一覧表になったので、見やすくなりました。指定管理が個別に導入されていますが、グルーピング化すると参入しやすくなったり、競争原理が働きやすくなるのではと思います。

(大坪主幹)

先程、冷水プールの指定管理者制度を3年間としたとお話しましたが、例えば、冷水プールの熱田プールについてですと、すぐ横に市体育館がございますが、近接した施設については、一体的な管理とした方が効率的ではないかと検討しています。

(古川委員長)

ぜひ、他の施設も地域的にまとめたり、種類でまとめたりして、競争原理が働くようにし、いつも申しあげておりますが、市民の方が使いやすい検討を進めてほしい。

(古川委員長)

他にご意見もないようですので第54号、55号、56号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第57号議案「財産の取得について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(桜井文化財保護室長)

第57号議案「財産の取得について」ご説明いたします。この財産取得については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、教育委員会の

意見が求められますので、議案を提出するものでございます。提出した議案の内容は、歴史の里整備事業用地として、約3.3ヘクタールの公社先行取得地を約20億円で買い入れるものです。本市では、守山区上志段味に残る古墳群と豊かな自然を保存・活用し、歴史を身近に感じ、体験・学習できるとともに、幅広い世代が楽しむことができる場として活用するため、歴史の里の整備を計画しております。この度、取得する用地は、歴史の里の整備の中心となる中核的拠点地区6ヘクタールのうちの3.3ヘクタールになります。昨年度、この3.3ヘクタールの用地を、サイエンスパーク整備事業に係る用地と仮換地指定の変更を行って確保することとし、先の2月市会におきまして、購入予算をお認めいただき、繰越明許費とされたものでございます。今回、土地売買仮契約が締結できたことから、用地取得について議案を提出させていただきました。ご審議いただきますようお願いいたします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第57号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第58号議案から第63号議案まで非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後2時39分閉会